

京都市告示第198号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき平成11年7月26日付けで認可した御所ノ内町南部町内会、平成5年6月21日付けで認可した桃南会及び令和3年1月4日付けで認可した向島北津田町自治会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和5年6月15日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容

1 御所ノ内町南部町内会

	変更前	変更後
代表者の氏名	早野 和生	北村 信幸
代表者の住所	京都市東山区福稲御所ノ内町 22番地	京都市東山区福稲御所ノ内町 22番地15

2 桃南会

	変更前	変更後
代表者の氏名	上田 佳男	雨森 勝治
代表者の住所 及び所在地	京都市伏見区桃山与五郎町1 番地の119	京都市伏見区桃山与五郎町1 番地577

3 向島北津田町自治会

	変更前	変更後
代表者の氏名	名賀 健二	幾野 真喜
代表者の住所	京都市伏見区向島津田町95 番地24	京都市伏見区向島津田町95 番地84

(文化市民局地域自治推進室)